

■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）
 ただし、次の（1）から（3）のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。
 「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
 ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方
 （年金額が年額18万円未満の方）
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

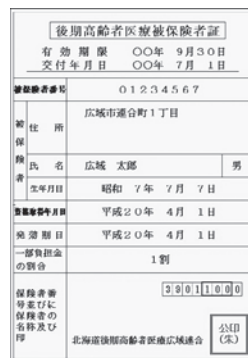
納付書払いの方で「口座振替」を希望される方は、郵便局または渡島信用金庫にてお申し出ください。
 （お申込みに必要なもの：本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳とお届け印）

■保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限は令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
 7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。
 （窓口負担割合が変更とならない方も含みます。）
- 紛失した時や、汚れた時は再交付しますので、民生課健康保険係までお申し出ください。

新しい保険証は黄色です



■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在、ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、民生課健康保険係へ申請してください。

※有効期限は1年間です。

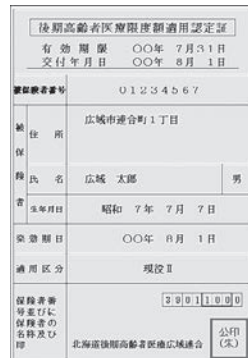
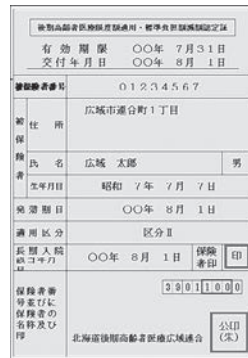
◆減額認定証の交付対象……次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象……次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は水色です



※お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合（TEL：011-290-5601）
 住所：060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
 または、役場民生課 健康保険係（TEL：7-5290）